

3-1 被災者生活再建支援制度

区分	基礎支援金	加算支援金
複数世帯	全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2	建設・購入 200
		補修 100
		賃借 50
	大規模半壊世帯	建設・購入 200
		補修 100
		賃借 50
中規模半壊世帯（新設）	建設・購入 100	
	補修 50	
	賃借 25	
単数世帯	全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2	建設・購入 150
		補修 75
		賃借 37.5
	大規模半壊世帯	建設・購入 150
		補修 75
		賃借 37.5
	中規模半壊世帯（新設）	建設・購入 75
		補修 37.5
		賃借 18.75

※1 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（被災者再建支援法2条2号ロ）

※2 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（同号ハ）

⇒事務連絡(H23.4.12) URL


【申請】

- ・申請書に住民票、罹災証明書等を添えて、被災当時に居住していた市町村に申請
- ・申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から**13か月以内** ②加算支援金：災害発生日から**37か月以内**

http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/pdf/20110412-jimu.pdf	
---	---

No	自治体名 【更新日】	内容	対象	手続	連絡先	URL	QR
0	公益財団法人都道府県センター	被災者生活再建支援金の概要				https://www.tkai.jp/reconstruction/abid/82/Default.aspx	
0	内閣府（防災情報のページ）	被災者生活再建支援法に関する情報				http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya.html	
0	内閣府	<p>■「中規模半壊」の創設</p> <p>■加算支援金（複数世帯）として建設購入100万円・補修50万円・賃借25万円</p>				http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/pdf/201204tsuti.pdf	
1	八代市 【20200728更新】	<p>■申請窓口：健康福祉部 生活支援課</p> <p>■申請期限：基礎支援金は災害のあった日から13か月の間 加算支援金は災害のあった日から37か月の間 ・申請受付から支給まで2、3か月前後かかります。 ・詳細は必ずHPを確認してください。</p>		<p>【基礎支援金】</p> <p>●共通のもの ①被災者生活再建支援金支給申請書、②罹災証明書、③住民票、④申請者の振込口座通帳のコピー）</p> <p>●解体の場合 ⑤解体前後の写真か、解体証明書か、閉鎖事項証明書（滅失登記簿謄本）のいずれか一つ）</p> <p>●敷地被害解体の場合 ⑥解体前後の写真か、解体証明書か、閉鎖事項証明書（滅失登記簿謄本）のいずれか一つ。⑦敷地被害を証明する書類（敷地の復旧工事の契約書のコピー及び復旧地の工事前後の写真）</p> <p>【加算支援金】</p> <p>・共通 ⑧住宅の建設・購入・補修または賃借が確認できる契約書（または見積書＋領収書）等のコピー）</p>	健康福祉部 生活支援課 0965-33-8722	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kii00312956/index.html	
	八代市 【20210125更新】	中規模半壊について				http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kii00314122/index.html	

2	人吉市 【20210204更新】	・中規模半壊に該当し、住宅の建設・購入、補修、賃借を行う方を対象。 【複数世帯】 ・建設・購入：100万円 ・補修：50万円 ・賃借：25万円		■申請受付期間：令和5年8月3日 ■中規模半壊の該当の判定は税務課（市役所西間別館2階）で行います。	健康福祉部 生活再建支援室 0966-22-2125(生活再建支援コールセンター)	https://www.city.hirovoshi.lg.jp/q/aviaw/757/14589.html	
3	水俣市 【20210002更新】			■申請窓口：福祉課 生活支援室 仮庁舎1階12番窓口	福祉課 0966-61-1670	https://www.city.minamata.lg.jp/kijij/0031939/index.html	
6	芦北町 【20200804更新】			必要書類 【基礎支援金】 ■共通のもの（①被災者生活再建支援金支給申請書②罹災証明書③住民票④申請者の振込口座通帳のコピー） ■解体の場合（⑤解体証明書か、閉鎖事項証明書（滅失登記簿謄本）のいずれか一つ） ■敷地被害解体の場合（⑥解体証明書か、閉鎖事項証明書（滅失登記簿謄本）のいずれか一つ。⑦敷地被害を証明する書類（敷地の復旧工事の契約書のコピー及び復旧地の工事前後の写真） 【加算支援金】 ・共通（⑧住宅の建設・購入・補修または賃借が確認できる契約書等のコピー）	福祉課 0966-82-2511（内線151/154）	http://www.ashikita-t.kumamoto-sg.jp/www/contents/1596384125659/index.html	
8	錦町 【20200915更新】			■10月1日及び2日 受付場所：錦町役場101会議室会場 ■10月5日以降 受付場所：役場2階企画観光課窓口	企画観光課 0966-38-1111	http://www.nishiki-machi.com/docs/2020090300017/	
16	あさぎり町 【20201208更新】	※あさぎり町の広報内容はHPの各種支援制度等のご紹介を参照		■必要書類等（①り災証明書②住民票③預金通帳の写し等④契約書の写し⑤その他）	生活福祉課 0966-45-7214	https://www.town.asagiri.lg.jp/q/aviaw/955/14927.html	
17	荒尾市 【20210210更新】				市民環境部 防災安全課 危機管理防災室 0968-63-1395	https://www.city.arao.lg.jp/q/aviaw/489/18589.html	
	山鹿市 【20201228更新】	中規模半壊のお知らせ			防災係 0968-43-1113	https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/contents/160911777070/index.html	
20	菊池市 【20200817更新】			■申請期間：①基礎支援金は令和2年7月4日～令和3年8月3日 ②加算支援金は令和2年7月4日～令和5年8月3日	福祉課 0968-25-7213	https://www.city.kuchi.lg.jp/q/aviaw/483/23075.html	
	南関町 【20210105更新】	中規模半壊のお知らせ			総務課 0968-57-8500	https://www.town.nankan.lg.jp/page/718.html?type=top	

26	小国町 【20200728更新】		<p>■申請期間（基礎支援金：令和3年8月3日まで 加算支援金：令和5年8月3日まで）</p> <p>【必要書類・基礎支援金】</p> <p>■共通：①被災者生活再建支援金申請書②り災証明書③住民票謄本④振込口座の通帳の写し</p> <p>■半壊で解体した世帯</p> <p>⑤解体証明書又は滅失登記簿謄本</p> <p>■敷地に被害が生じ解体した世帯</p> <p>⑥敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書等の写し又は宅地の応急危険度判定結果など）</p> <p>【必要書類・加算支援金】</p> <p>①住宅の建設・購入・補修又は賃借（公営住宅を除く）を確認できる契約書等の写し</p>	福祉課 福祉係 0967-46-2116	https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/244/1482.html	
----	---------------------	--	---	-------------------------	---	---